

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の一部改正について

1 改正の概要

(1) 看護職員等の市外流出防止（市内民間入院機関への再就職の推進）

市立医療機関と連携して地域医療を提供している市内民間入院医療機関においても看護師等の確保に苦慮していることを踏まえ、修学資金借受者のうち、市立医療機関に保健師又は看護師として3年以上勤務した者が市内民間入院医療機関に同職種として再就職し、市立医療機関での従事期間と合わせて5年間業務に従事した場合には、修学資金の貸与合計額の1/2を返還免除対象として取り扱うこととする。

(2) 富山県看護学生修学資金との併用

養成施設等入学時には具体的な進路が定まっていなかった学生について、その後、最終的な進路決定を行う際に南砺市立医療機関への就職を後押しできるよう富山県看護学生修学資金との併用を可能とするもの。併用した場合、通常の貸与額（月額5万円）から富山県修学資金の月額貸与額（養成施設等により異なる）を控除した差額を貸与する。

(3) 修学資金貸与額の拡充

養成施設等入学時においては、教材費等の初期費用が必要となることから、初回貸与に限り、通常の貸与月額に5万円を加えた金額を貸与する。

2 施行予定日

令和7年4月1日

議案第 号

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の一部改正について

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年11月●日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例（令和5年南砺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「将来市立医療機関において、看護職員等として業務に従事しようとする看護学生等に対し、修学資金等を貸与することにより、」を削り、「向上」の次に「並びに市域における地域医療の確保」を加える。

第2条に次の1項を加える。

4 この条例において「民間入院医療機関」とは、市内の医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関を除く。）のうち、入院機能を有する病院又は診療所をいう。

第4条第1項第3号ただし書中「を」を「及び富山県看護学生修学資金貸与条例（昭和39年富山県条例第57号）に基づく修学資金（以下「富山県看護学生修学資金」という。）は」に改める。

第5条第1項表以外の部分中「額」の次に「（以下「貸与月額」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、初回貸与に当たっては、貸与月額に5万円を加えた額を貸与する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、富山県看護学生修学資金と併用して修学資金の貸与を受ける者にあつては、貸与月額から富山県看護学生修学資金貸与条例第4条の表の右欄に定める貸与額を控除した額（以下この項において「控除後貸与月額」という。）を貸与月額とする。ただし、初回貸与に当たっては、控除後貸与月額に5万円を加えた額を貸与する。

第6条の見出し中「修学資金」の次に「等」を加え、「の」を削り、「期間」の次に「等」を加え、同条中「の正規の修業期間を終了する」を「を卒業する」に改め、「期間」の次に「（休学、停学又は留年となった期間は除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 活躍応援資金は、修学資金借受者が市立医療機関に勤務した場合に1回を限度と

して貸与するものとする。

第10条中「し、又は停学の処分を受けた」を「又は停学した」に、「休学し、又は停学の処分を受けた」を「その」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、修学生が留年したときは、当該留年に係る期間において修学資金の貸与を行わないものとする。

第12条第1項第3号中「(」を「。」に、「)」を「とする。」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 市立医療機関に保健師又は看護師として3年以上業務に従事した後、引き続き、民間入院医療機関に保健師又は看護師として就職し、業務に従事したとき当該民間入院医療機関において業務に従事している期間。ただし、当該期間中に修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められる場合は、当該事由が生じた日までの期間とする。

第13条第1項表以外の部分中「修学資金の」の次に「全額について」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定に関わらず、市立医療機関に保健師又は看護師として業務に従事した修学資金借受者であつて、その従事期間が3年に達した者が民間入院医療機関に引き続き保健師又は看護師として就職し、市立医療機関での従事期間と合わせてその従事期間が5年に達したときは、貸与月額合計額に2分の1を乗じて得た金額について返還を免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた申請に係る修学資金等の貸与について適用し、同日前に行われた申請に係る修学資金等の貸与については、なお従前の例による。

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>将来市立医療機関において、看護職員等として業務に従事しようとする看護学生等に対し、修学資金等を貸与することにより、市立医療機関における看護職員等の確保及び資質の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貸与要件)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる要件の全てに該当する看護学生等に対し、修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他の修学資金又はこれに類するものの給付又は貸与を受けていないこと。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を除く。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市立医療機関における看護職員等の確保及び資質の向上並びに市域における地域医療の確保に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>この条例において「民間入院医療機関」とは、市内の医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関を除く。)のうち、入院機能を有する病院又は診療所をいう。</u></p> <p>(貸与要件)</p> <p>第4条 市長は、次に掲げる要件の全てに該当する看護学生等に対し、修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 他の修学資金又はこれに類するものの給付又は貸与を受けていないこと。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金及び富山県看護学生修学資金貸与条例(昭和39年富山県条例第57号)に基づく修学資金(以下「富山</p>	<p>本制度の目的の拡大に伴う改正</p> <p>返還免除規定の緩和による所要の改正 (定義の追加)</p> <p>富山県看護学生修学資金制度との併用を可とする所要の改正</p>

2 (略)

(修学資金等の貸与額)

第5条 貸与する修学資金の額は、その貸与を受けようとする者が在学する次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。_

(略)

2 (略)

3 (略)

(修学資金__の貸与の期間__)

第6条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与の決定を受けた年の4月から在学する養成施設等の正規の修業期間を終了するまでの期間とする。

県看護学生修学資金という。)は除く。

2 (略)

(修学資金等の貸与額)

第5条 貸与する修学資金の額は、その貸与を受けようとする者が在学する次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(以下「貸与月額」という。)とする。ただし、初回貸与に当たっては、貸与月額に5万円を加えた額を貸与する。

(略)

2 前項の規定に関わらず、富山県看護学生修学資金と併用して修学資金の貸与を受ける者にあつては、貸与月額から富山県看護学生修学資金貸与条例第4条の表の右欄に定める貸与額を控除した額(以下この項において「控除後貸与月額」という。)を貸与月額とする。ただし、初回貸与に当たっては、控除後貸与月額に5万円を加えた額を貸与する。

3 (略)

4 (略)

(修学資金等の貸与__期間等)

第6条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与の決定を受けた年の4月から在学する養成施設等を卒業するまでの期間(休学、停学又は留年となった期間は除く。)とする。

初回貸与額の増額による所要の改正

富山県看護学生修学資金制度との併用を可とする所用の改正

修学資金の貸与期間に関する所要の改正

(修学資金の停止)

第10条 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与は行わないものとする。ただし、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、当該看護学生等が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還の猶予)

第12条 市長は、修学資金借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる期間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 養成施設等の卒業年度における薬剤師国家試験、保健師国家試験又は看護師国家試験(以下「看護師等国家試験」という。)において、当該職種に係る免許を取得できなかったとき 当該卒業年度の翌年度に実施される看護師等国家試験に合格した場合に限り、当該試験の実施

2 活躍応援資金は、修学資金借受者が市立医療機関に勤務した場合に1回を限度として貸与するものとする。

(修学資金の停止)

第10条 市長は、修学生が休学又は停学したときは、その日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与は行わないものとする。ただし、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、当該看護学生等が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

2 市長は、修学生が留年したときは、当該留年に係る期間において修学資金の貸与を行わないものとする。

(返還の猶予)

第12条 市長は、修学資金借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる期間、修学資金の返還を猶予することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 養成施設等の卒業年度における薬剤師国家試験、保健師国家試験又は看護師国家試験(以下「看護師等国家試験」という。)において、当該職種に係る免許を取得できなかったとき 当該卒業年度の翌年度に実施される看護師等国家試験に合格した場合に限り、当該試験の実施

活躍応援資金の貸与に関する規定の追加

修学資金の停止に関する所要の改正

日が属する年度の翌年度の末日までの期間(ただし、当該期間中に修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合は、当該事由が生じた日までの期間)

2・3 (略)

(返還の免除)

第13条 市長は、修学資金借受者が、次の表の左欄の職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める免除要件に該当するに至ったときは、修学資金の返還を免除することができる。

(略)

日が属する年度の翌年度の末日までの期間。ただし、当該期間中に修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合は、当該事由が生じた日までの期間とする。

(4) 市立医療機関に保健師又は看護師として3年以上業務に従事した後、引き続き、民間入院医療機関に保健師又は看護師として就職し、業務に従事したとき 当該民間入院医療機関において業務に従事している期間。ただし、当該期間中に修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められる場合は、当該事由が生じた日までの期間とする。

2・3 (略)

(返還の免除)

第13条 市長は、修学資金借受者が、次の表の左欄の職種に応じ、それぞれ同表の右欄に定める免除要件に該当するに至ったときは、修学資金の全額について返還を免除することができる。

(略)

2 前項の規定に関わらず、市立医療機関に保健師又は看護師として業務に従事した修学資金借受者であって、その従事期間が3年に達した者が民間入院医療機関に引き続き保健師又は看護師として就職し、市立医療機関での従事期間と合わせてその従事期間が5年に達したときは、貸与月額

返還免除規定の緩和による所要の改正 (免除規定の追加)

返還免除規定の緩和による所要の改正 (免除要件の追加)

2 (略)

の合計額に2分の1を乗じて得た金額について返還を免除
することができる。

3 (略)